

電話リレー法施行規則

| 法律 | 施行規則 |
|-----------------------|--|
| § 2 定義 | § 2 法第二条第二項各号に規定する総務省令で定める方法 |
| § 8 電話リレーサービス提供機関の指定等 | § 3 電話リレーサービス提供機関の指定の申請 § 4 電話リレーサービス提供機関の名称等の変更の届出 |
| § 10 電話リレーサービス提供業務規程 | § 5 電話リレーサービス提供業務規程の認可の申請 § 6 電話リレーサービス提供業務規程で定めるべき事項 § 31 公表の方法 |
| § 11 事業計画等 | § 7 事業計画等の認可の申請 § 8 事業報告等の提出及び公表 § 31 公表の方法 |
| § 12 業務の休廃止 | § 9 業務の休廃止の許可の申請 |
| § 14 役員を選任及び解任 | § 10 役員を選任及び解任の認可の申請 |
| § 16 帳簿の備付け等 | § 11 帳簿 |
| § 17 報告徴収及び立入検査 | § 32 提供業務の状況の報告 |
| § 19 指定の取消し等 | § 12 交付金の返還等 |
| § 20 電話リレーサービス支援機関の指定 | § 13 電話リレーサービス支援機関の指定の申請 |
| § 22 電話リレーサービス支援業務規程 | § 14 電話リレーサービス支援業務規程の認可の申請 § 15 電話リレーサービス支援業務規程で定めるべき事項 § 31 公表の方法 |
| § 23 事業計画等 | § 16 事業計画等の認可の申請 § 17 事業報告等の提出及び公表 § 31 公表の方法 |

| 法律 | 施行規則 |
|-------------------------|---|
| § 24 交付金の交付 | § 21 準用 § 22 交付金の額等の認可申請 § 23 交付金の額の算定方法等 § 24 電話リレーサービス提供業務に要する費用の額の予想額等の届出 § 25 交付金の交付の特例 § 31 公表の方法 |
| § 25 負担金の徴収 | § 26 負担金を徴収することができる電話提供事業者の事業の規模の基準等 § 28 負担金の額の算定方法等 § 29 負担金の額等の認可申請等 § 30 負担金の額等の通知 |
| § 27 資料の交付又は閲覧 | § 27 収益の額の電話リレーサービス支援機関への提出 |
| § 28 電話リレーサービス支援業務諮問委員会 | § 18 電話リレーサービス支援業務諮問委員会の委員の任命の認可の申請 |
| § 29 準用 | § 20 電話リレーサービス支援業務の引継ぎ § 21 準用 |
| § 31 総務省令への委任 | § 3 電話リレーサービス提供機関の指定の申請 § 14 電話リレーサービス支援業務規程の認可の申請 § 28 負担金の額の算定方法等 等 |